

**日本薬剤師会学術大会**  
**一般演題（会員発表）の演題要旨投稿および発表に関するガイドライン**

令和6年12月

投稿いただく演題要旨は、それを基に査読審査が行われること、講演要旨集に掲載され参加者の視聴の判断材料になること等から、発表したい内容を正確かつ分かりやすく、また矛盾なく一つのストーリーを構成するように作成いただくことが肝要です。以下、日本薬剤師会学術大会一般演題投稿規程に基づいた要旨の書き方等、発表資料の作成上の留意点を示しますので、正確かつ分かりやすい演題要旨および要旨に基づいた発表資料の作成をお願いいたします。

**1. 発表内容について**

- (1) 一般演題は、薬剤師の学術的基盤を支える良質なものであることを原則とし、もって国民の健康な生活に寄与する可能性のある内容を含むものとします。
- (2) 発表内容には、研究・調査の手法、知見、考え方等において何らかの新規性を包含するよう努めてください。

**2. 演題名について**

研究テーマや内容がわかるようなタイトルにしてください。また、副題は出来るだけ避けることが好ましく、付ける場合には簡潔なものとしてください。副題を含め全体で60文字以内とします。

**3. 発表者・共同発表者について**

発表者、共同発表者1、共同発表者2の順に記載してください。

**4. 倫理的配慮等について**

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則り、研究倫理に十分配慮すべきである内容であるにも関わらず、倫理審査を受けていない研究（演題登録時の倫理的配慮の設問に、「当該倫理指針における研究には該当しないため、倫理審査は未申請」と回答しているが、演題要旨の査読の段階で、明らかに該当していると判断されたケース）については、不採用とさせていただきます。

また、患者の疾患や治療内容に関する情報を記載する際に、患者のプライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意してください。

**5. 症例報告について**

「症例報告」（通常診療において、個々の患者の症状、薬物療法、経過等の詳細をまとめたもの）の演題要旨作成においては、以下のことに留意してください。

- (1) 本会では、「症例報告」は「1症例毎の報告」の場合には研究には該当しない、倫理審査は不要という解釈をしています。
- (2) 複数の症例について経過を観察し、結果を比較検討してデータをまとめたり（症

例集積)、複数の症例を提示しそれらを合わせて考察を加えたりすることにより発表を行う場合には「研究」となり、倫理審査が必要となります。

- (3) 1 症例報告で倫理指針上の臨床研究に該当せず倫理審査は不要とされても、要配慮個人情報である病歴等を利用する際はあらかじめ本人または代理人(保護者等)の同意が必要になるなど、個人情報保護法に則った対応が必要となる場合もあり注意が必要です。

## 6. 演題要旨、発表資料の作成上の留意点について

演題要旨、発表資料を作成の際は、以下のことに留意してください。

### (1) 演題要旨の項目立て

原則として「目的」、「方法」、「結果」、「考察」、「キーワード」としてください。ただし、発表の内容が症例(事例)報告の場合には、「方法」を「症例(事例)の概要」としても結構です。また、「結果」と「考察」は併せて「結果及び考察」としても結構です。

《記載項目》

#### ①「目的」

何を明らかにするための発表であるかを明確に記載してください。併せて、必要があれば、今回の発表内容が既知の事実や他の研究とどのような位置関係にあるのか等の背景を簡潔に記載してください。

#### ②「方法」

「目的」に記載した研究・調査の目的を達するために用いた方法・手法、また客体数や研究時期・期間など、研究・調査結果の妥当性を示すため、また、再現性を確保するために必要な事項を簡潔に記載してください。当日に情報を収集するなどの手法は認められません。

#### ③「結果」

今回の研究・調査等から得られた結果のみを客観的に評価が可能な内容で記載してください。また、結果を%表示する場合には、その集計に用いた分子並びに分母についても記載してください。

#### ④「考察」

今回の研究・調査等で得られた結果から何が明らかになったのか、それらの結果はどのように解釈できるのか、また、それらからどのような結論が導き出されるのかを記載してください。希望、感想等、抽象的表現を含んだ記載は行わないでください。

#### ⑤「キーワード」

演題要旨の内容を含むキーワードを5単語以内で入れてください。

- (2) 演題要旨本文の文字数は1,000字以内。図表の挿入は不可とします。

- (3) 略語を使う場合には、まず正式名称とそれに続くカッコ内に略語を書き、次から略語で記載してください。

- (4) 医薬品名は一般名を使用し、製品名(商品名)は用いないでください。ただし、製品に固有の特性を論じる必要がある場合は、一般名の後のカッコ内に製品名(商品名)を記載してください。

(5) 病院、診療所、薬局等の施設名、所在地、診療科名、患者個人の特定可能な氏名、イニシャルまたは「呼び名」、入院番号・患者番号等、患者の住所、生年月日、日付（臨床経過を示すために必要な際は、介入日を基準としてX年経過、Y月経過、入院日から〇日目などに留めてください）など、個人が特定される可能性がある情報は記載しないでください。

(6) 発表資料作成上の注意事項

大会当日は、演題要旨に忠実な発表を行ってください。演題要旨を基に採択しているため、発表内容が演題要旨の内容と異なることがないように注意が必要です。

大会当日の発表資料では、採択された発表演題の演題名、発表者や共同発表者は変更しないでください。

演題要旨は、投稿期間内であれば修正が可能ですので、変更がある場合には期間内に必ず修正を行ってください。

(7) 利益相反状態の開示

発表時の資料では、内容に関する筆頭発表者の利益相反状態を開示してください（ダウンロードできるスライド様式あり）。

## 7. 採択審査について

日本薬剤師会学術大会一般演題（会員発表）投稿規程（平成 21 年 2 月 20 日理事会制定）に則り、平成 21 年開催の滋賀大会から施行された採択審査を実施いたします。応募された演題は査読委員会において、学術大会の発表演題としてふさわしいか否かを審査し、採択を決定することとします。演題の採否につきましては、大会査読委員会に一任願います。

また、会場の都合により口頭発表の数に限りがありますので、発表形式（口頭発表・ポスター発表）につきましてはご希望に添えない場合もありますことをご了承ください。

### 《査読の基準》

査読委員会により、以下の方針の下、査読をさせていただきます。

(1) 原則として本会の一般演題（会員発表）投稿規程及びガイドラインに準ずることといたします。

(2) 以下の項目に該当すると思われるもの等は、採用を遠慮させていただきます。

例)

①「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則り、研究倫理に十分配慮すべきである内容であるにも関わらず、倫理審査を受けていないもの。

②結果が未記載（ある程度の範囲や方向性も不明）のもの、会場（会期中）にて結果の収集を行い議論するもの。

③論理の展開のみのもの、抽象的な表現のみのもの。

④発表内容の予告にとどまるような書き方をしているもの。

⑤プライバシーの保護に配慮していないもの。

⑥製品／企業の PR や大会、研修、イベント等の広報の内容を含むもの。

（上記⑥については、有料の展示ブースを用意しますので、そちらをご利用ください。）